

FRBによる外国銀行組織に対する新しい監督フレームワーク

岩井 浩一

■ 要 約 ■

1. FRBは、2012年12月14日、米国で営業する外国銀行組織（Foreign Banking Organization、以下 FBO）に対する新しい監督フレームワークを定めた規則案を公表した。FRBは2013年3月31日を期限に意見募集を行い、最終規則を策定する意向にある。新たに示された監督フレームワークは、ドッド・フランク法による銀行及びシステム上重要な金融機関（SIFI）への監督体制見直しの一環であり、FBOに対する監督手法を根本的に改定するものである。
2. FRBによる新しい監督フレームワーク策定の背景には、（1）FBOの業務内容の複雑化や資金調達構造の変化に対応する必要性、（2）FBOの組織構造が多様化してくるなかで、一元的な監督体制の構築、規制逃れの防止の必要性、（3）クロスボーダーのレゾリューションに備える必要性、といったFRBの課題認識があったものと考えられる。
3. 具体的な提案内容は、銀行持株会社及びノンバンク SIFI向けのプルデンシャル基準として2011年12月に発出された規則案に沿ったものであり、主要な項目は（1）中間持株会社の設立要件、（2）資本要件、（3）ストレステスト要件、（4）リスク管理要件、（5）流動性要件、（6）シングルカウンターパーティ・クレジット上限要件、（7）デット・エクイティ比率要件、（8）早期改善要件となっており、広範囲な要件が定められている。
4. 今次提案には幾つか留意すべき点がある。第一に、新しい監督フレームワークの対象に、FBOだけではなく、金融安定監督評議会（FSOC）がFRBの監督下に置くよう認定した外国ノンバンク金融会社も含まれるが、後者に対して、一連の要件をどのように適用するのか、必ずしも明確にされていない。第二に、FRBの試算によれば、今次提案の対象となるFBOは101社であるが、これだけ多くのグローバル金融機関が対象となっているため、FBOの母国の法域によっては、今般の提案内容が、FBOの業務展開や母国金融監督上、何らかの問題を引き起こす可能性もあろう。第三に、前述の通り、今回の提案内容は米国SIFI規則案に沿ったものであるが、SIFI規則案が今後改定された場合には、今般の提案内容に影響を及ぼすことも考えられる。
5. 今般の提案も含め、一連の金融規制改革が進展するなかで、FBOにとって米国金融ビジネスのメリットとデメリットがどのように変化し、どのような経営戦略を採用していくのか、今後の動向が注目される。

はじめに

連邦準備制度理事会（Federal Reserve Board、以下「FRB」）は、2012年12月14日、米国で営業する外国銀行組織（Foreign Banking Organization、以下「FBO¹」）に対する新しい監督フレームワークを定めた規則案を公表した²。FRBは2013年3月31日を期限に意見募集を行った後に、最終規則を策定する意向にある。

FRBがFBOの監督フレームワークの改定を行った直接的な背景はドッド＝フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」）の要請である。ドッド・フランク法の165条及び166条は、FBOを含む連結総資産500億ドル以上の銀行持株会社と金融安定監督評議会（Financial Stability Oversight Council、以下「FSOC」）がFRBの監督下に置くと認定したノンバンク金融会社に対して、「より厳格なプルデンシャル基準（enhanced prudential standards）」を課すことをFRBに要請している³。

監督フレームワーク見直しの背景と狙い

今次提案の記述内容や公表前後におけるFRB高官の発言等を踏まえると、FRBが新しい監督フレームワークを策定する際に幾つかの課題を念頭に置いていたことがわかる。

1．外国銀行組織の業務内容の変化への対応

タルーロFRB理事等によれば、米国におけるFBOの活動は2000年代に質・量の両面で変化した⁴。即ち、1990年代までのFBOは親会社から資金を受け入れ、その資金を米国内の融資に充てていた。ところが、2000年代中盤になると、米国内の「ホールセールファンディング」を利用して巨額のドル資金を調達し、それを米国外の関連会社に提供するようになった。FRBはこれを「“lending branch”から“funding branch”への転換」と称している⁵。

また、FBOの調達構造が変化するなか、米国市場におけるFBOのプレゼンスが上昇す

¹ 今次提案におけるFBOは、支店、代理店、商業融資子会社を営業あるいは米国銀行を支配することを通じて米国において銀行プレゼンスを有する外国銀行及びこうした外国銀行を子会社として有する会社を指す。

² “Enhanced Prudential Standards and Early Remediation Requirements for Foreign Banking Organizations and Foreign Nonbank Financial Companies,” 14 December 2012.

³ ドッド・フランク法は165条に関するプルデンシャル基準をFBOに適用する際に、内国民待遇を確保することや米国と同等と考えられる母国基準を考慮に入れることをFRBに求めている。今般の提案のなかには、こうした観点からの配慮も一定程度確認することができる。

⁴ 以下の議論は、FRBのタルーロ理事及びブSTEIN理事の講演（“Regulation of Foreign Banking Organizations,” 28 November 2012, “Dollar Funding and Global Banks,” 17 December 2012）やFRBスタッフによる研究に詳しい（“Foreign Banks in the U.S.: A Primer,” *International Finance Discussion Papers*, Number 1064, November 2012）。

⁵ 例えば、2008年時点のFBOの米国支店及び代理店は、米国外の関連会社に対して7000億ドルの資金を提供していた。FBOの米国外拠点は、米国拠点から得たドル資金を、ドル建ての長期プロジェクトや貿易金融、更には、ドル建てのABS投資に充当したとされる。なお、金融危機後になると、FBOの米国拠点の行動が再び変化し、米国支店及び代理店が現金等の流動性の高いドル資産を急激に積み増している。

ると共に、相互関連性も高まった。更に、FBO が FBO 傘下のブローカー・ディーラー等を通じて、急速に資本市場関連ビジネスを拡大させ、FBO の業務内容が複雑化した⁶。FRB は、2000 年代における FBO の調達構造と業務内容の変化 —特に資本市場関連ビジネスの拡大— が金融危機の一因になった可能性がある⁷と認識している。金融危機時にホールセールファンディング市場の流動性が低下した際に、FBO の米国拠点⁸が資金調達難に直面し、その結果、ドル資産の投げ売りや融資回収に追い込まれたからである。実際、金融危機時に FRB はディスカウント・ウィンドウ貸出やその他の資金支援策⁷を通じて、FBO の米国支店・代理店や子会社ブローカー・ディーラーを含め、多くの金融機関の流動性支援を余儀なくされた⁸。

FRB はこうした経緯を踏まえ、FBO に対する既往の監督体制が不十分であったことを認めている。今般の新しいフレームワークでは、FBO の調達に制限を加え、中間持株会社を通じて幅広い子会社を監督対象にする等、FBO の調達構造や相互関連性、更には、資本市場業務も含めた業務内容の複雑化に対応できる仕組みが志向されている。

2. 一元的な監督体制の構築

現行制度は柔軟な経営体制や幅広い業務内容を FBO に認めている。例えば、クロスボーダーで支店を開設することも、あるいは、銀行子会社やノンバンク子会社を所有することもできる。業務範囲に関しても、経営管理に優れ一定の資本を積んでいる FBO に関しては、米銀と同様の業務が認められてきた。更に、外国銀行傘下の米国銀行持株会社は、FRB から認められた場合には、FRB の資本十分性ガイドラインに従う必要はない（具体的には FRB のレターSR 01-1 を参照）⁹。こうして FBO は柔軟な経営体制と幅広い業務を手に入れ、2000 年代になると、事業範囲を拡大させると共に、組織構造も複雑化していった¹⁰。FRB にとって、こうした動きは FBO のリスク特性を評価しづらい状況を産み出してきたといえよう¹¹。そこで FRB は今回、中間持株会社を導入し、FBO の組織体制を統一化させると共に、中間持株会社に対して連結ベースのプルデンシャル要件を課すことによって、FBO 傘下の子会社に対しても包括的且つ一元的な監督を行なうことを目指している。

⁶ タルー口理事は講演のなかで、現在、米国のブローカー・ディーラーの上位 10 社のうち半数は FBO 傘下に属していると述べている。

⁷ Primary Dealer Credit Facility (PDCF) や Term Asset-Backed Securities Lending Facility (TALF) 等である。なお、TALF の利用額が最大であったのはドイツ銀行であったとされる（“Deutsch Bank Could Transfer Financial Contagion: Simon Johnson,” *Bloomberg*, 20 November 2011 を参照）。

⁸ タルー口理事によれば、これらの政策支援の対象に FBO が含まれたこと⁷の理由の一つは内国民待遇を確保する必要があったこととされる。

⁹ “Application of the Board’s Capital Adequacy Guidelines to Bank Holding Companies owned by Foreign Banking Organizations,” 5 January 5 2001

¹⁰ 例えば、“A Structural View of U.S. bank Holding Companies,” *FRBNY Economic Policy Review*, July 2012 を参照。

¹¹ 現行の FBO への監督は、FRB が全ての FBO の米国事業の監督・規制に責任を負うものの、その他の連邦当局及び州当局が FBO の特定の業務に関して責任を負うという、分権化された体制になっている（International Banking Act of 1978 及び Foreign Bank Supervision Enhancement Act of 1991 等を参照）。このため、FRB が一元的に情報を収集・管理することは難しい。

3. 規制回避への対応

2011年のバークレイズと2012年のドイツ銀行の組織見直しは、米国当局がFBOの監督体制を検討する一つのきっかけになったと言われている。例えばドイツ銀行は、ドッド・フランク法上の資本規制を回避するために、米国内に設置していた持株会社の組織構造を変更した。具体的には、米国の持株会社の傘下にあった銀行を本国の親会社の直下に移し、当該持株会社が米国当局から得ていた「米国金融持株会社」としてのステータスを放棄したのである。これによって、外資系の米国金融持株会社に対しても資本規制を課すというドッド・フランク法の規定から逃れようとしたとされる¹²。

こうした事例を受け、FRBは既往制度が規制回避のために利用されかねないという問題に対処しなくてはならなくなった¹³。今般の提案では、グローバルベースの資産基準を用いる等して、幅広いFBOに対して規制・監督を及ぼすことが企図されている。

4. クロスボーダーレゾリューションへの備え

今次提案文書を見ると、FRBが、アイスランドにおける銀行危機時の混乱やリーマンブラザーズの破綻処理の経験を踏まえ、グローバルな破綻処理の難しさに対処する必要性を強く意識していることがわかる。危機後に幾つかの国で進められてきた制度改革が米国FBOの破綻処理を難しくしかねない点も指摘されている。

今次提案は、FBOの米国拠点に対して、資本や流動性を米国内で保持することを義務化しているほか、グループ内のファンディングにも制限を課している。こうした措置を通じて、クロスボーダーでの破綻処理の難しさに対処することを目指しているように窺える。

監督フレームワークの概要

今次提案の内容は、基本的には、銀行持株会社及びノンバンク SIFI 向けのプルデンシャル基準として2011年12月に発出された規則案に沿ったものである¹⁴。以下では、主要な要件について、その概要を取り纏める。別表1は以下で説明する内容を一覧したもの

¹² ドッド・フランク法による資本規制がドイツ銀行の米国金融持株会社に課された場合には、200億ドルの追加資本が必要になると報道されていた（“Deutsche Avoids Dodd-Frank Rule,” *The Wall Street Journal*, 22 March 2012等を参照）。但し、ドイツ銀行自身は、組織再編の理由を「ドッド・フランク法及びその他の規制動向に伴うコンプライアンスから受ける悪影響を緩和するため」としていた。詳しくは、神山哲也「バークレイズとドイツ銀行の米国持株会社構造の変更」『野村資本市場クォーターリー』2011年夏号参照。

¹³ タルー口理事は講演において、今回の監督体制刷新の背景にバークレイズとドイツ銀行の組織改編があったことを認めているほか、上院銀行委員会において、FRBはドイツ銀行の事例を受けFBOに対する監督の在り方を検討しなくてはならない旨を述べている（“Foreign Banks Rebuffed By Fed,” *The Wall Street Journal*, 28 November 2012、“Fed will ‘respond’ to Deutsche’s change: Tarullo,” *Market Watch*, 23 March 2012を参照）。

¹⁴ Federal Reserve Board, “Enhanced Prudential Standards and Early Remediation Requirements for Covered Companies,” 20 December 2011、及び、小立敬「国際基準との調和も踏まえた米国 SIFI 規制」『野村資本市場クォーターリー』2012年冬号参照。

である¹⁵。

1．中間持株会社の設立要件

500 億ドル以上のグローバル連結総資産を持つ FBO（以下、この基準に該当する FBO を「大手 FBO」と呼称）のうち、米国内の支店及び代理店の資産を除いた統合米国資産が 100 億ドル以上の FBO は、米国中間持株会社（US Intermediate Holding Company, IHC）を設立し、その傘下に米国子会社を置くことが求められる¹⁶。そのうえで、米国中間持株会社に対して、より厳格なプルデンシャル基準を連結ベースで満たすことを求めている。なお、FBO の米国支店及び代理店は米国中間持株会社に含まれることなく活動できる。

グローバルに事業展開し数多くの子会社を有する FBO に対して、米国内の全ての子会社を一つの米国中間持株会社の下に集約することを求めると、FBO に対して過剰な制約となる場合も想定される。このため、今般の提案では、FBO の個別の実情に照らして FRB が許可する場合には、複数の米国中間持株会社を利用する等、代替的な組織構造を採用できる扱いにしている。

米国中間持株会社に適用されるプルデンシャル基準には、資本要件、ストレステスト要件、シングルカウンターパーティ・クレジット上限要件、デット・エクイティ比率要件等が含まれる。FRB は米国中間持株会社に対してこれらの要件を連結ベースで課すことによって、その傘下にある子会社を含め、包括的且つ一貫性をもった規制に従わせることを企図している。FRB が米国中間持株会社と傘下子会社に対して検査権限を持つことも提案されている。なお、米国の法人格を持つ米国中間持株会社があることによって、米国当局が FBO のレゾリューションやリストラクチャリングをしやすくなることも想定されていると思われる。

2．資本要件

今次提案は大手 FBO に幾つかの資本要件を課すと共に、米国中間持株会社に対して追加的な資本要件を課している。まず、大手 FBO はバーゼル資本規制フレームワークと整合的な母国当局による資本基準を満たすことが求められる¹⁷。なお、母国の自己資本規制がバーゼル資本規制フレームワークと整合的ではない場合には、大手 FBO は自らの自己資本がバーゼル資本規制フレームワークの基準を満たしていることを FRB に示す必要がある。更に、2018 年にバーゼル III のレパレッジ比率要件が国際的に適用されることを想

¹⁵ 今次提案に不明瞭な記述があるため、別表 1 及び後述の別表 2 の一部には、慎重な解釈を要する内容が含まれる。

¹⁶ 子会社の定義は、銀行持株会社法（the Banking Holding Company Act）における「支配（control）」の定義に従って定められている。なお、米国内に活動拠点を持つ外国商業子会社（米国銀行法上の section 2(h)(2) subsidiaries）は中間持株会社傘下に置かれる必要はない。

¹⁷ バーゼル資本規制フレームワークとは、バーゼル委員会がその都度修正・公表するものを指すとされる。

定したうえで、大手 FBO に対して、2018 年には、国際基準と統合的なレバレッジ規制を遵守していることを示すよう求める方針である、と述べている。

他方、米国中間持株会社は米国銀行持株会社に適用される内容と同様の資本要件を満たすことが求められる¹⁸。なお、ドッド・フランク法は、前述の SR01-1 を利用する FBO の傘下にある米国銀行持株会社に対して、2015 年 7 月 15 日までに米国銀行持株会社に適用される最低自己資本比率を遵守することを求めている。更に、総資産 500 億ドル以上の米国中間持株会社は年次ベースの資本計画規則に服さなくてはならない。資本計画では、ベースラインシナリオとストレスシナリオのそれぞれに関して、最低でも先行き 9 四半期に亘り、FRB の定める最低リスクベースキャピタルとレバレッジ比率を維持する能力があることを示す必要がある¹⁹。

3．ストレステスト要件

ストレステスト要件は FBO と米国中間持株会社のそれぞれに適用される。まず、統合米国資産²⁰が 500 億ドル以上の FBO は次を満たす必要がある。

一定の条件を満たす母国当局による連結資本ストレステスト・レジームに従う²¹。

ストレステストに関して母国当局が定めた最低基準を満たす。

ストレステスト結果を FRB に毎年報告する²²。

FBO の米国支店及び代理店がヘッドオフィスや米国外の子会社に対してネット資金供与のポジションにある場合には、FRB に対して、FBO が経営環境の悪化時に対処できる十分な資本を保持していることを示す。

FBO が上記の 4 つの条件を満たさない場合には、追加的な要件を満たす必要がある。第一に、当該 FBO の米国支店及び代理店は、その負債に対して 108%以上の適格資産を日

¹⁸ 今次提案では、「(今次提案の適用予定の)2015 年 7 月 1 日時点において、米国銀行持株会社に対する自己資本規制にバーゼル III 基準が反映されていると予想される」と記載されている。この指摘を踏まえると、FRB が米国中間持株会社に対してもバーゼル III ベースの自己資本要件を課す可能性がある。なお、米国中間持株会社も米国銀行持株会社と同様に、Collins 条項に従う必要がある。

¹⁹ 基準未達の場合には、基準を満たす計画を提出するまでの間、原則として、資本還元を実施できない。

²⁰ 米国支店及び代理店の資産も含む。

²¹ 「一定の条件」とは、母国当局の連結資本ストレステスト・レジームのなかに、当局が実施する年次の資本ストレステストあるいは会社実施の内部資本ストレステストに関する当局による評価とレビューのうちどちらかが含まれること、ストレステスト実務に関して、経営陣や取締役会のガバナンスに関する要件が採用されていること、とされる。

²² ストレステスト結果については、定量及び定性的な情報を報告する必要がある。具体的には、ストレステストの対象とされたリスクの種類に関する説明、ストレステストで利用されたシナリオの概略、ストレステスト手法の概要、財務計数の推計値(集計ベースの損失額、引当前のネットレベニュー、貸倒引当金、税引き前利益、規制自己資本比率及びその他の関連する自己資本比率)、規制自己資本比率の変化の主要な要因、が含まれる。

次ベースで保持する必要がある（資本保持要件）²³。第二に、FBO は、米国中間持株会社の傘下に入っていない全ての米国子会社²⁴に関して、年次でストレステストを実施し、その結果を FRB に報告する必要がある²⁵。子会社に対するストレステストは、これらの子会社が、経営環境が悪化した場合でも、十分な資本を保持できるかを評価するために実施されるものである。第三に、当該 FBO の米国オペレーション²⁶は、流動性バッファを保持するか、FRB が定めるグループ内ファンディング制限を遵守する必要がある。

連結総資産が 100 億ドル以上で統合米国資産が 500 億ドル未満の FBO に対しても、上記と同様の考え方が採用されているが、幾つかの要件が緩和されている。即ち、この資産規模の FBO は上記 及び だけを満たすことが求められており、これらを達成できない場合には、米国支店及び代理店に対する資産保持要件と米国子会社に対するストレステスト要件のみが課されることになる。但し、資産保持要件は 105%となる。

次に、米国中間持株会社のうち連結総資産が 500 億ドル以上の先は、年次の当局実施のストレステストと半期毎の会社実施のストレステストを要請される²⁷。なお、会社実施のストレステストのうち一回は FRB が提供するストレスシナリオを用い、別の一回は自らが策定したシナリオを用いることとされている²⁸。これに対して、連結総資産が 100 億ドル以上且つ 500 億ドル未満の米国中間持株会社は、Regulation YY の subpart H に定めのある年次の会社実施のストレステストを行えばよい。ストレステストで利用するシナリオは FRB から提供される。なお、中間持株会社は、これらストレステストの結果を適宜の方法で当局に提出する必要がある。

4 . リスク管理要件

リスク管理要件も FBO の資産規模に応じて要件に差がつけられている。まず、グローバル連結総資産が 100 億ドル以上で公開している FBO と大手 FBO は米国リスク委員会に係る要件を遵守すればよい²⁹。即ち、統合米国オペレーションのリスク管理実務を監視する米国リスク委員会を保持していることを FRB に示す³⁰、米国リスク委員会に少なくとも 1 名のリスク管理経験を持つメンバーを含む、の 2 点が求められる。なお、米国リスク委員会の組織構成としては、FBO の取締役から構成される単独の委員会³¹、FBO

²³ 108%という水準の根拠に関しては、米国銀行組織への最低リスクベース資本基準が 8%であるため、とされる。また、適格資産や負債の定義はニューヨーク州の規制（NY State Superintendent's Regulation）の定義と整合的なものとされている。

²⁴ 但し、section 2(h)(2)子会社は除かれる。

²⁵ ストレステストの結果として、脚注 22 と同様の内容が求められる。

²⁶ 具体的には、FBO の米国支店及び代理店と米国中間持株会社の傘下に入っていない米国子会社を指す。

²⁷ Regulation YY の subpart F 及び G に従う。

²⁸ FRB が策定したシナリオを用いるテストは annual test、自らが策定したシナリオを用いるテストは mid-cycle test と呼称される。なお、当局実施のストレステストでは、annual test と同様のシナリオが利用される。

²⁹ 大手 FBO のうち米国中間持株会社を有する FBO については、持株会社の取締役会に関する要件も課せられる。

³⁰ 当該報告は年次報告書の提出と同時に実施される。

³¹ 今次提案においては、「“the global board of directors”から構成される単独の委員会」と記載されている。

の全社リスク管理委員会の一部、米国中間持株会社の取締役から成る委員会のいずれの形態であってもよい。但し、FBOがこの要件を満たすことができない場合には、FRBは統合米国オペレーションの活動や業務に条件や制限を課することができる。

統合米国資産が500億ドル以上のFBOは、上記のほかに、幾つかの要件を遵守しなくてはならない。まず、米国リスク委員会に対して、統合米国オペレーションのリスク管理実務に関する承認やリスク管理フレームワークの運営監視等の追加要件を義務づけている。また、米国リスク委員会に独立メンバーを含めなくてはならない。更に、米国内で雇用される米国チーフリスクオフィサーを任命し、より厳格なリスク管理態勢を構築することを求めている³²。なお、米国チーフリスクオフィサーは、統合米国オペレーションのリスク管理やコンプライアンスに関して、グループ内だけでなくFRBに対しても定期的に報告する責務を負う。

5. 流動性要件

今次提案の流動性要件は統合米国資産500億ドルを基準にしている。まず、連結総資産500億ドル以上且つ統合米国資産が500億ドル未満のFBOについては、内部流動性ストレステストの結果をFRBへ報告するだけでよい。但し、ストレステストはバーゼル委員会の流動性リスク管理原則と一貫性を持つ方法で実施される必要がある。なお、この報告要件を満たさない場合には、FBOは米国オペレーションへのネットベースの与信額を一定の基準以下に抑制しなくてはならない³³。統合米国オペレーションとFBOとの資金貸借関係が過大にならないようにする措置である。

これに対して、統合米国資産が500億ドル以上のFBOは、米国リスク委員会及び米国チーフリスクオフィサー要件、キャッシュフロー予測、流動性ストレステスト、流動性バッファー、緊急調達計画、各種のモニタリング等に関する要件を全て満たすことが求められる。主要な内容は次の通りである³⁴。

1) 米国リスク委員会及び米国チーフリスクオフィサー要件

FBOの米国リスク委員会と米国チーフリスクオフィサーは、統合米国オペレーションの流動性管理に関して、様々な角度からレビューすることが求められる。具体的には、米国リスク委員会は統合米国オペレーションがどの程度の流動性リスクを許容できるのかを、最低でも年に1回はレビューし承認しなくてはならない。その際に、同委員会はFBO及び統合米国オペレーションの資本構成、リスクプロファイル、複

³² 米国チーフリスクオフィサーに関する要件は、統合米国資産が500億ドル以上のFBOの米国中間持株会社にも課される。

³³ 具体的には、FBOのヘッドオフィス及びFBOの米国外関連会社が統合米国オペレーションに対して持つネットベースの与信額（プラスにもマイナスにもなり得る）が、日次ベースで常に、統合米国オペレーションの負債額の25%以内でなくてはならない。

³⁴ 以下の1)～3)の記述において、FBOとは、統合米国資産が500億ドル以上のFBOを指す。

雑性、業務内容、規模等のファクターを考慮に入れたうえで、リスク許容度を評価することが求められている。米国チーフリスクオフィサーは、重要な新規業務や新商品に関して、その流動性コストや便益等をレビューし承認しなくてはならないほか、既存の業務及び商品が予想外の流動性リスクを引き起こしていないか確認する必要がある。更に、後述のキャッシュフロー予測、流動性ストレステストの手法と結果、流動性バッファの大きさやその構成内容をレビューし、必要に応じて承認しなくてはならない。

2) キャッシュフロー予測要件、流動性ストレス要件、流動性バッファ要件、緊急調達計画要件

FBO は、FBO 自身及び統合米国オペレーションの資本構成、リスク特性、複雑性、業務、規模等を考慮した包括的なキャッシュフロー予測を実施する必要がある。短期的なキャッシュフロー予測は日次で、長期的なキャッシュフロー予測は少なくとも月次で改定されなくてはならない。また、キャッシュフローを予測する際には、将来に亘る、資産、負債、オフバランスの全てのエクスポージャーに関して、合理的な前提条件を置くことが求められている³⁵。

次に、予測されたキャッシュフローに対してストレステストを少なくとも月次で実施することが求められている。この流動性ストレステストは、幾つかのシナリオの下で、米国支店及び代理店と米国中間持株会社に分けて実施される。なお、FRB は必要に応じて³⁶、ストレステストの頻度と前提条件を変更させることができるほか、シナリオには、市場混乱の影響だけでなく、流動性リスクに直面した他の市場参加者の潜在的な行動も反映しなくてはならない。なお、シナリオは少なくとも、オーバーナイト、30 日間、90 日間、1 年間の 4 つの時間軸を含む必要がある。ストレステストの結果は、テスト実施から 14 日以内に FRB に報告されねばならない。

ストレステストの結果を踏まえて、流動性バッファの金額が決定される。流動性バッファも米国支店及び代理店と米国中間持株会社では別々に設定される。流動性バッファは、基本的には、ストレステストの期間の最初の 30 日間におけるネット・ストレート・キャッシュフロー・ニーズ (NSCFN) を賄うのに十分な金額でなくてはならない。NSCFN は、基本的には、米国支店・代理店（あるいは米国中間持株会社）が、グループ外部のエンティティとの取引に要するキャッシュフローとグループ内部のエンティティとの取引に要するキャッシュフローの合計として算出される³⁷。なお、流動性バッファとして保有できる資産は、現金や財務省証券等から成る高流動性資産に限定されており、基本的に米国内に保持しておくことが求められて

³⁵ キャッシュフローを予測する手法は、各々の FBO が開発する必要がある。

³⁶ FRB が月次のストレステストに疑念を抱く場合や FBO の財務や市場環境が悪化した場合が該当する。

³⁷ 但し、米国支店及び代理店については、ストレステスト期間のうち 15 日目から 30 日目に関して、外部エンティティとの取引に必要なキャッシュフローだけを勘案すればよい扱いになっている。

いる³⁸。更に、流動性バッファを構成する各資産に関しては、信用リスク等を踏まえて、市場価格から適切に割り引くこと、また、保有資産を分散させることも定められている。

ストレステストの結果に基づいて、統合米国オペレーションに係る緊急調達計画を策定し保持することも必要となる。計画には、流動性ストレスをもたらす何らかのイベントが発生した場合に、どのような対処策を採るかが明記されていなくてはならないほか、他の流動性要件と同様に、統合米国オペレーションの資本構成、リスクプロファイル、複雑性、事業内容、規模等を勘案することとされている。なお、緊急調達計画は最低でも年次ベースで改定される必要がある。

3) 各種モニタリング要件等

FBOは、各種取引における担保資産、日中の流動性リスクエクスポージャー等をモニタリングするための手続きを策定し保持することが求められている。更に、流動性リスクに係る潜在的な要因のそれぞれに対して、エクスポージャー上限を設定し、それをモニタリングすることも必要となる。上限の設定に際しても、統合米国オペレーションの各種特性を勘案しなくてはならない。なお、FRBは今次提案のなかで、統合米国資産が500億ドル以上のFBOの一部あるいは全てに対して、将来的にバーゼルIIIの定量的流動性基準（LCR、NSFR等）を課す意向を示している。

6. シングルカウンターパーティ・クレジット上限要件

今次提案には、与信先当たりの信用リスク供与額を制限する措置 — シングルカウンターパーティ・クレジット上限要件（以下、SCCL） — が含まれている。SCCLは米国中間持株会社とFBOの統合米国オペレーションにそれぞれ適用され、与信主体とカウンターパーティの資産規模が共に大きい場合には、相互連関性への対応として、厳しい制限が課せられる。FBOは、米国中間持株会社及び統合米国オペレーションがSCCLの諸要件を日次で遵守していることを確保する義務を負うほか、FRBへ定期的に報告しなくてはならない。仮に、SCCLの要件が満たされない場合には、米国中間持株会社やFBOは、与信上限を超過したカウンターパーティとの間で追加的なクレジット取引を行うことはできない³⁹。

SCCLの具体的な内容は次の通りである。まず、米国中間持株会社と大手FBOの統合

³⁸ 米国支店・代理店の流動性バッファのうち、ストレステスト期間の15日目から30日目に係るバッファは、FRBの許可を受ければ、FBOの外国ヘッドオフィスに保有することができる。

³⁹ FRBが、追加的な取引がFBOあるいは米国金融の安定の観点から望ましいと判断した場合には、この限りではない。

米国オペレーションは、非関連会社に対する集計ネット信用エクスポージャー⁴⁰を自己資本ストックの 25%以内に抑えなくてはならない⁴¹。これに対して、連結総資産が 5,000 億ドル以上の米国中間持株会社と FBO に対しては厳しい制約が課せられる。即ち、連結総資産が 5,000 億ドル以上の銀行持株会社及びその子会社、FRB 監督下にあるノンバンク金融会社、連結総資産が 5,000 億ドル以上の FBO を「主要カウンターパーティ (Major Counterparty)」と定義付け、この主要カウンターパーティ向けのエクスポージャーを制限する。具体的には、連結総資産が 5,000 億ドル以上の FBO と米国中間持株会社は、主要カウンターパーティ向けの集計ネット信用エクスポージャーを自らの自己資本の「一定比率」以下にすることが求められる⁴²。今次提案では、「一定比率」に関して具体的な数値基準は示されていないが、既に策定されている米国銀行持株会社向けの SCCL 規則案における 10%基準と平仄を合せる方針が示されている。

エクスポージャーの算出に関して幾つかの適用除外が設けられている。米国政府及び米国政府機関からの保証がある場合には、これらエンティティへのエクスポージャーは除外することができる。同様の措置が外国政府向けエクスポージャーにも適用される。また、ファニー・メイとフレディ・マック向けのエクスポージャーに関しては、これらの機関が連邦住宅金融庁 (Federal Housing Finance Agency) のコンサベーターシップあるいはレシーバーシップの下にある限り、適用除外の対象とされている。その他、カウンターパーティへの日中のクレジットエクスポージャーもエクスポージャーに含めなくてよい。なお、デリバティブ取引に関しては、今次提案の規定に従った場合には、中央清算機関へのエクスポージャーを除外することはできないという見方がある⁴³。

7. デット・エクイティ比率要件

ドッド・フランク法 165 条(j)項は、大手 FBO に対して、一定の条件の下、デット・エクイティ比率を課すこと規定している。即ち、FSOC が「米国の金融安定に甚大な脅威 (grave threat) を与えており、当該リスクを緩和するにはデット・エクイティ比率要件を課すことが必要である」と判断した大手 FBO は、当該決定を書面で受領した日から起算して 180 日以内にデット・エクイティ比率要件に服することになる⁴⁴。他方、FRB が、

⁴⁰ 米国中間持株会社のエクスポージャーには、その関係会社が持つエクスポージャーも含まれる。同様に、統合米国オペレーションのエクスポージャーには、その子会社が有するエクスポージャーも含まれる。集計ネット信用エクスポージャーの算出方法は概略、次の通りである。米国中間持株会社あるいは FBO の関連会社が持つグロスエクスポージャーも含めてグロスベースの信用エクスポージャーを集計する。次に、このグロスベースの集計値から、適格担保や適格保証等を控除し、集計ネット信用エクスポージャーを得る。

⁴¹ 米国中間持株会社の場合には、自らの連結資本ストック及び余剰 (capital and surplus) の 25%とされ、具体的には、直近の FR Y-9C に記載されている規制自己資本と超過引当金の合計となる。これに対して、FBO の統合米国オペレーションの場合には、FBO の連結自己資本ストック及び余剰の 25%とされ、具体的には、直近の FR Y-9C に記載されている規制自己資本の合計とされる。

⁴² 主要カウンターパーティが関係会社である場合には、この制限は適用されない。

⁴³ “Dodd-Frank Enhanced Prudential Standards for Foreign Banking Organizations,” *Davis Polk & Wardwell LLP*, 17 December 2012 を参照。

⁴⁴ なお、デット・エクイティ比率要件は、他の要件とは異なり、最終規則の発効時点で効力を持つ。

デット・エクイティ比率要件を課す必要性がなくなったという判断を FSOC から受領した時点で、この要件は終了する。

デット・エクイティ比率を課された場合には、米国中間持株会社及びその傘下に組織化されていない全ての米国子会社は、デット・エクイティ比率を 15 対 1 以内に抑制すること⁴⁵、且つ、米国支店及び代理店は、日次ベースで、負債に対して 108%以上の適格資産⁴⁶を保持することが必要になる。なお、デット・エクイティ比率要件の方法については特に定めはないものの、「安全で健全な業務運営と金融安定の保持と整合的な方法」によって達成されることが期待されると位置付けられている⁴⁷。

8 . 早期改善措置要件

今次提案は、大手 FBO に対して、4 段階に分かれた早期改善措置を適用する。即ち、大手 FBO の抱える問題に応じて、レベル 1 (厳格なレビュー)、レベル 2 (初期改善措置)、レベル 3 (リカバリー)、レベル 4 (レゾリューションの推奨) の 4 つの区分が用意されており、大手 FBO がこの区分のいずれかに該当した場合に、統合米国オペレーションに対して改善策を採ることを求めている。

大手 FBO がどの区分に属するかは、資本及びレバレッジ、ストレステスト、リスク管理、流動性リスク管理の各要件と市場指標の 5 つの観点から大手 FBO とその米国中間持株会社を評価し、決定される。別表 2 はその決定根拠を整理したものである⁴⁸。第一の特徴は、大手 FBO が 4 つの区分に該当するかを決定する際に、FRB の裁量がかなり認められている点である。リスク管理や流動性リスク管理においては、明示的に FRB の判断によって決定できる扱いになっているほか、ストレステストでは、当局実施のストレステストだけが利用されている。また、市場指標をレベル 1 に限って利用する扱いとしたのも、FRB の裁量的な判断を優先させたいためであろう。第二は、規制で求められる最低リスクベースキャピタル比率やレバレッジ比率を満たしていても、早期改善措置が採られる点にある。プルデンシャル基準の水準を守らせるだけでは、金融機関や金融システムの安全性の確保には必ずしも十分ではないという認識が背後にあるように窺える⁴⁹。

レベル 1 からレベル 4 までの各段階で必要とされる早期改善措置の内容は、社外流出の抑制、流動性の確保、業務制限、ガバナンス改善等から構成されている (別表 2)。ここで注目されるのは、レベル 2 の段階から、米国支店及び代理店に対して、母国 FBO オ

⁴⁵ 算出に利用される「デット」は対象エンティティが FR Y-9C で報告している“total liability”、「エクイティ」は“total equity capital”とされる。

⁴⁶ 適格資産はストレステスト要件における適格資産の定義と同じとされる。

⁴⁷ 具体例として、資産売却を行う前に資本還元策を制限する、株式募集等を利用することが挙げられている。

⁴⁸ 今次提案では、資本及びレバレッジ要件に係る基準の目安 (水準のレンジ) は示されているが、最終的な判断は留保している。同様に、市場指標に関しても具体的な指標は示されておらず、その代わりに、最低でも年に 1 回、市場指標の候補リストを公表し、パブリックコメントを求めることが想定されている。

⁴⁹ 最終規則において決定される資本及びレバレッジ要件に係る基準によっては、一部の大手 FBO や米国中間持株会社は追加のエクイティ調達が必要になる可能性がある。

フィス等に対する資金供給を制限している点である。前述した通り、FRB は、金融危機前に FBO の米国支店及び代理店が FBO 全体にとっての funding branch になっていたことを問題視している。レベル 2 の段階から米国支店及び代理店の資金運用・調達構造に制限を課したのは、こうした背景からであろう。

9 . 留意点

今次提案には幾つか留意すべき点がある。第一に、新しい監督フレームワークの対象に、FBO だけではなく、FSOC が FRB の監督下に置くように認定した外国で設立されたノンバンク金融会社（以下「外国ノンバンク SIFI」）も含まれる点である。しかしながら、今般の提案では、外国ノンバンク SIFI に対して、一連の要件をどのように適用するのか、必ずしも明確にされていない。第二に、今般の提案では基本的に資産規模基準が利用され、グローバルベースの連結総資産が 500 億ドルを上回った場合に、多くのプルデンシャル基準が課される仕組みになっている。ここで注目されるのは、500 億ドルというかなり低い金額が選ばれた点である⁵⁰。FRB 自身の試算によれば、この基準に該当し、今次提案の対象となる FBO は 101 社である。これだけ多くのグローバル金融機関が対象となっているため、FBO の母国の法域によっては、今般の提案内容が、FBO の業務展開や母国金融監督上、厄介な問題を引き起こす可能性もあろう。第三に、前述の通り、今次提案の内容は米国 SIFI 規則案に沿ったものである。同規則案が今後改定された場合には、今般の提案内容に影響を及ぼすことも考えられる。この点も含めて、今次提案がパブリックコメント等を通じどのように修正されるのか注目される。

おわりに

新たに示された監督フレームワークは、ドッド・フランク法による銀行組織やシステム上重要な金融機関への監督体制の見直しの一環であり、FBO に対する監督手法を根本的に改定するものである。また、米国当局が遅れがちとなってきた外国金融機関に係る制度改革に本腰を入れて取り組み始めたことを示唆するものともいえよう。米国銀行やノンバンク SIFI、シャドバンキング、OTC デリバティブ市場の改革が一定程度進展してきているなか、FBO に係る制度改革が動き出したことで、米国金融システムの制度設計は終盤に差し掛かったことになろう。今般の提案も含め、金融規制改革が進展するなかで、FBO にとって米国金融ビジネスのメリットとデメリットがどのように変化し、どのような経営戦略を採用していくのか、今後の動向が注目される。

⁵⁰ なるべく多くの FBO を規制対象にしたいという FRB の思惑の現れであろう。

別表1 監督フレームワークの概要 (その1)

グローバルベースの連結総資産	統合米国資産	統合米国資産 (支店及び代理店を除く)	予想対象数	米国中間持株会社 (IHC) の創設要件	資本要件	ストレステスト要件	
100億ドル強～500億ドル未満	500億ドル未満	100億ドル未満	29社	新たな要件無し	新たな要件無し	次の条件を満たす 1.母国当局の年次ストレステスト・レジームに従う、2.ストレステストに関して母国当局が定めた最低基準を満たす	
500億ドル以上	500億ドル未満	100億ドル未満	84社	新たな要件無し	FBOは、バーゼル資本規制枠組み ² と整合的な母国当局による資本基準を満たすことを示す必要がある。また、四半期毎にリスクベースキャピタル、リスクウェイトアセット、総資産等をFRBに報告する	同上	
		将来的に、バーゼルIIIのレバレッジ比率規制と整合的な方法で導入される母国当局のレバレッジ比率を遵守する					
		100億ドル以上		子会社 ¹ を中間持株会社傘下に置く	IHCは、米国銀行持株会社と同様の資本基準に従う	IHCは連結資産規模に応じたストレステスト要件に従う ⁴	
	500億ドル以上	500億ドル以上	100億ドル未満	23社	新たな要件無し	同上	に追加で次の要件を満たす。 1.ストレステスト結果をFRBに毎年報告する。2.米国支店及び代理店がFBOのヘッドオフィス等に対してネット資金供与ポジションにある場合には、FRBに対して、FBOの資本の十分性を示す
			同上			同上	
		100億ドル以上～500億ドル未満	同上	同上	同上		
		500億ドル以上	500億ドル以上	同上	同上	同上	同上
						同上	同上
						同上	同上
		同上	同上	同上	同上	連結総資産500億ドル以上のIHCはFRBに対して年次資本計画を提出する ³	同上
同上	同上						

- (注) 1. 子会社は銀行持株会社法における「支配 (control)」の定義に従って判断される。
2. バーゼル資本規制枠組みとは、バーゼル委員会がその都度策定 (修正) し公表する規制資本フレームワークを指す。今次提案の有効日 (2015年7月1日) 時点において、バーゼル III 基準が反映されていることが想定されている。
3. ベースラインシナリオ及びストレスシナリオにおいて、FRB の定める最低リスクベースキャピタルとレバレッジ比率を維持する能力があることを示す必要がある。基準未達の場合には、FRB の許可が得られるまで資本還元はできない。
4. 連結総資産が 500 億ドル以上の IHC は年次の当局実施ストレステスト及び半期の会社実施のストレステストを行う (規則 YY, subpart F 及び G)。連結総資産が 100 億ドル以上～500 億ドル未満の IHC は会社実施のストレステストを要請される (規則 YY, subpart H)。

別表1 監督フレームワークの概要（その2）

グローバルベースの連結総資産	統合米国資産	統合米国資産 (支店及び代理店を除く)	リスク管理要件	流動性要件	
100億ドル強～500億ドル未満	500億ドル未満	100億ドル未満	リスク管理の専門性を持つメンバーを1名以上含み、米国統合オペレーションのリスク管理実務をオーバービューする米国リスク委員会を持つことをFRBに示す ⁵	新たな要件無し	
500億ドル以上	500億ドル未満	100億ドル未満	同上	会社実施の内部流動性テストの結果をFRBに報告する ⁶	
		100億ドル以上	同上	同上	
	500億ドル以上	100億ドル未満	同上	米国リスク委員会に関する追加要件 1.メンバーのうち、最低1名は独立メンバー、2.米国統合オペレーションのリスク管理実務のレビューと承認、3.リスク管理フレームワークの運営監視(流動性リスク管理基準を含む)	米国統合オペレーション ⁷ は、1.米国リスク委員会及び米国チーフリスクオフィサー要件、2.キャッシュフロー予測要件 ⁸ 、3.流動性ストレス要件、4.流動性バッファー要件、5.緊急調達計画要件、6.各種モニタリング要件等を遵守
					IHCと米国支店及び代理店はそれぞれ、米国内に流動性バッファーを保持 ^{9,10}
					将来的に、米国内の総資産が500億ドル以上のFBOの一部あるいは全てに対して、バーゼルIIIの定量的流動性基準(LCR、NSFR等)を課す可能性がある
		100億ドル以上～500億ドル未満	同上	同上	同上
			同上	同上	同上
			同上	同上	同上
500億ドル以上	500億ドル以上	同上	同上	同上	
		同上	同上	同上	

(注) 5. グローバル連結総資産が100億ドル以上で公開しているFBO、及び、グローバル連結総資産が500億ドル以上のFBOが対象。

- 会社実施の流動性テストはバーゼル委員会の流動性リスク管理原則と一貫性を持つ方法で実施される必要がある。当該要件を満たさない場合には、FBOによる米国オペレーションへの資金供与に関する制限が課せられる。
- 統合米国オペレーションには、IHCとその傘下の連結子会社、米国支店及び代理店等が含まれる。
- キャッシュフローを予測する際には、FBO及びその米国オペレーション全体の諸特徴を勘案する必要がある。
- IHCは米国内に30日間分を保持する必要がある。米国支店及び代理店は、30日分のバッファーのうち、最初の14日間分を米国内に保持しなくてはならない。残りのバッファーについては、FRBの許可を条件に、FBOのヘッドオフィスで保有することができる。
- 流動性バッファーは高流動性資産から構成されなくてはならない。

別表1 監督フレームワークの概要(その3)

グローバルベースの連結総資産	統合米国資産	統合米国資産 (支店及び代理店を除く)	シングルカウンターパーティ・クレジット上限要件(SCCL)	デット・エクイティ比率要件	早期改善措置要件	
100億ドル強～500億ドル未満	500億ドル未満	100億ドル未満	新たな要件無し	新たな要件無し	新たな要件無し	
500億ドル以上	500億ドル未満	100億ドル未満	FBOは、IHCと米国統合オペレーションに関して、日次でSCCLを遵守し、毎月FRBに報告する必要がある。遵守事項は次の通り 1.IHCの非関係会社 ¹¹ 当たりのエクスポージャー ¹² はIHCの連結ベースの資本ストック等の25%以内、2.米国統合オペレーションの非関係会社 ¹¹ 当たりのエクスポージャーはFBOの連結ベース総規制資本の25%以内 主要IHCあるいは主要外国銀行組織の主要カウンターパーティに対するエクスポージャーに対して、より厳格な制限を課す ¹³	FSOCがデット・エクイティ比率要件が必要と判断した場合、以下を満たす必要がある 1.IHCはデット・エクイティ比率を15対1未満にする、2.米国支店及び代理店は108%の資産保有要件を維持する	早期改善措置のトリガーを超過した場合に、早期改善措置の対象となる(但し、自動的に措置が発動されるのではなく、措置の内容は個別に修正される)	
			同上			同上
	500億ドル以上	100億ドル以上	同上	同上	同上	同上
		100億ドル未満	同上	同上	同上	早期改善措置のトリガーを超過すれば、自動的に早期改善措置の対象となる
		100億ドル以上～500億ドル未満	同上	同上	同上	同上
500億ドル以上	同上	同上	同上	同上	同上	

- (注) 11. 「関係会社」とは、ある会社に直接あるいは間接的に支配される会社を指す。具体的には、議決権あるいは株式の25%以上を所有される場合及び財務報告上の連結対象会社を指す。
12. ローン、コミットメントライン、買戻し契約、証券レンディング、保証、デリバティブ取引、等が含まれる。米国連邦政府やFBOの母国ソブリンへのエクスポージャーは除外される。
13. 主要IHCは連結総資産が5,000億ドル以上のIHC、主要外国銀行組織はグローバルの連結総資産が5,000億ドル以上のFBO、主要カウンターパーティは銀行持株会社、総資産が5,000億ドル以上のFBO、FSOCが認定するノンバンクSIFI、をそれぞれ指す。

(出所) FRB規制案より野村資本市場研究所作成

別表2 早期改善措置

トリガー	レベル1(厳格なレビュー)	レベル2(初期改善策)	レベル3(リカバリー)	レベル4(レゾリューションの推奨)
自己資本及びレバレッジ	大手FBOあるいはその中間持株会社のリスクベースキャピタル比率が最低リスクベースキャピタル比率を[200-250ベースポイント]以上上回り、且つ、レバレッジ比率が最低レバレッジ比率を[75-125ベースポイント]以上上回っている状況において、FRBが、これら組織が米国内で晒されているリスクに照らした場合に、これら組織の自己資本ポジションが十分ではないと判断するか、あるいは、米中間持株会社が資本計画要件を満たしていないと判断した場合	大手FBOのリスクベースキャピタル比率が最低リスクベースキャピタル比率を上回る幅が[200-250ベースポイント]未満である場合、あるいは、大手FBOのレバレッジ比率が最低レバレッジ比率を上回る幅が[75-125ベースポイント]未満である場合	大手FBOのリスクベースキャピタル比率が2四半期連続でレベル2の状態となった場合、あるいは、大手FBOのリスクベースキャピタル比率が最低リスクベースキャピタルを下回るか、レバレッジ比率が最低レバレッジ比率を下回った場合	大手FBOのリスクベースキャピタル比率が最低リスクベースキャピタル比率を[100-250ベースポイント]を超えて下回った場合、あるいは、大手FBOのレバレッジ比率が最低レバレッジ比率を[50-150ベースポイント]を超えて下回った場合
ストレステスト	大手FBOあるいはその中間持株会社が、今次提案のストレステスト要件を満たしていない場合	大手FBOの中間持株会社に対する当局実施のストレステストにおいて、ティア1コモキャピタルが、シビアなストレステスト条件下において、ストレステスト期間中に5%を下回った場合	大手FBOの中間持株会社に対する当局実施のストレステストにおいて、ティア1コモキャピタルが、シビアなストレステスト条件下において、ストレステスト期間中に3%を下回った場合	適用無し
リスク管理	FRBが、大手FBOの統合米国オペレーションの一部に、リスク管理要件とリスク委員会要件を遵守するうえで問題の兆候があると判断した場合	FRBが、大手FBOの統合米国オペレーションの一部に、リスク管理要件とリスク委員会要件を遵守するうえで幾つかの欠陥があると判断した場合	FRBが、大手FBOの統合米国オペレーションの一部に、リスク管理要件とリスク委員会要件に関して重大なコンプライアンス違反があると判断した場合	適用無し
流動性リスク管理	FRBが、大手FBOの統合米国オペレーションの一部に、流動性リスク要件を遵守するうえで問題の兆候があると判断した場合	FRBが、大手FBOの統合米国オペレーションの一部に、流動性リスク要件を遵守するうえで幾つかの欠陥があると判断した場合	FRBが、大手FBOの統合米国オペレーションの一部に、流動性リスク要件に関して重大なコンプライアンス違反があると判断した場合	適用無し
市場指標	FBOあるいは米中間持株会社に関して、市場指標のうちいずれかが、基準値を一定期間以上超え、FRBがそのことを通知した場合	適用無し	適用無し	適用無し
早期改善措置	FRBによる、統合米国オペレーションに対するターゲット監督レビューの実施	米中間持株会社が行う一定の株主還元制限(米中間持株会社のネットインカム50%を超える株主還元)	米中間持株会社がリスクベースキャピタル要件及びレバレッジ要件の定める最低基準を超えるだけの資本を確保するために必要な措置を取ることをFRBと書面により確約 ³⁾	FRBは、統合米国オペレーションの業務停止あるいはレゾリューションの必要性を検討し、関連当局に対して適切な対策を建言
	統合米国オペレーションの問題悪化の可能性があると判断された場合には、レベル2に移行	米国支店及び代理店からFBOの本国オフィスやFBOの米国外関連会社へのネットベースの資金供与の禁止(日次ベース)	米中間持株会社及び大手FBOの米国子会社が行う株主還元制限	
		30日分のNSCFNを賄うだけの高流動性資産の国内保持を米国支店及び代理店に義務化	統合米国オペレーションが行う資産拡大の禁止	
		統合米国オペレーションが行う5%を超える資産拡大の禁止	米国企業(含む預金取扱金融機関)の買収、米国支店や代理店の開設、新規ビジネス開始を禁止(FRBの事前許可が必要)	
		米国企業(含む預金取扱金融機関)の買収、米国支店や代理店の開設、新規ビジネス開始を禁止(FRBの事前許可が必要)	統合米国オペレーションを主要な職務とする大手FBO及び米中間持株会社の経営層、及び、米中間持株会社の取締役等の報酬増額の禁止	
		FRBとFBOとの間で、財務及び経営改善に係る覚書の取り交わし	米中間持株会社の取締役会の交代、あるいは、統合米国オペレーションを主要な職務とする経営層及び米中間持株会社の取締役の解任、あるいは、FRBの承認を得た新任経営層の補充	
		その他FRBが必要と考える措置	米国支店及び代理店からFBOの本国オフィスやFBOの米国外関連会社へのネット資金供与の禁止(日次ベース) 米国支店及び代理店に対する108%の資産保持義務 その他FRBが必要と考える措置	

(注) 1. 表中の【 】は、今次提案において目安として示されている数値である。
 2. 早期改善措置の内容は、連結総資産 500 億ドル以上且つ統合米国資産 500 億ドル以上の FBO に対する措置である。連結総資産 500 億ドル以上且つ統合米国資産 500 億ドル未満の FBO に対しては、表中の措置がケースバイケースで適用される。
 3. FRB と書面を取り交わすのは、大手 FBO とその米中間持株会社となる。

(出所) FRB 規制案より野村資本市場研究所作成